

柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会
協議結果報告書

令和7年3月

柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会

目次

第1節	はじめに.....	1
1.	柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会について.....	1
(1)	設置の経緯と目的.....	1
(2)	委員.....	1
(3)	協議会の開催状況.....	1
2.	本報告書について.....	2
3.	東村山市における申入れの経緯.....	2
第2節	柳泉園組合と東村山市秋水園の概要.....	3
1.	柳泉園組合.....	3
2.	東村山市秋水園.....	3
3.	施設の位置関係.....	4
第3節	検討及び協議の内容.....	5
1.	ごみ処理の現状等の確認・比較.....	5
(1)	ごみ種別・収集形態・収集頻度の比較.....	5
(2)	可燃ごみの組成分析の比較.....	6
(3)	ごみ処理フローの比較.....	7
(4)	可燃ごみ排出量の将来推計.....	8
2.	施設の規模（処理能力）.....	9
(1)	新施設について.....	9
(2)	柳泉園クリーンポートについて.....	10
3.	搬入車両台数.....	11
第4節	柳泉園組合と東村山市のごみの広域処理の可能性について.....	12
第5節	おわりに.....	13

■添付資料

添付資料1：令和6年4月11日付東環発第1008号

「ごみの広域処理の可能性に係る申入れについて（依頼）」

添付資料2：令和6年4月16日付柳泉発第27号

「ごみの広域処理の可能性に係る申入れについて（回答）」

添付資料3：柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会設置要綱

第1節 はじめに

1. 柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会について

(1) 設置の経緯と目的

令和6年4月11日、東村山市長より柳泉園組合管理者に対し、「柳泉園組合と東村山市における、ごみの広域処理の可能性について、協議の場を設定する。」ことについての申入れがなされた。

柳泉園組合は、柳泉園組合周辺自治会協議会への説明の後、同月16日にこれを受諾する旨を回答。同年7月1日、「柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会設置要綱」（以下「協議会設置要綱」という。）を施行し、「柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会」（以下「本協議会」という。）を設置した。

本協議会は、申入れ及びその受諾に基づき、柳泉園組合と東村山市のごみの広域処理の可能性について、検討及び協議等を行うため、清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）の副市長及び柳泉園組合の助役並びに東村山市の副市長で構成されたものである。

(2) 委員

区分	職名	氏名	
柳泉園組合	助役	西村 幸高	会長
清瀬市	副市長	瀬谷 真	
東久留米市	副市長	荒島 久人	会長職務代理
西東京市	副市長	萱野 洋	
東村山市	副市長	野崎 満	

(3) 協議会の開催状況

区分	年月日	検討・協議事項等
第1回	令和6年7月19日	<ul style="list-style-type: none">・会長選任、職務代理の指名・会議の公開について・本協議会設立経緯について・本協議会幹事会の設置・その他

第2回	令和6年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会における調査・検討内容の中間報告について ・ その他
第3回	令和7年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会協議結果報告書（案）について ・ その他

2. 本報告書について

本協議会では、全3回に渡り、柳泉園組合と東村山市のごみの広域処理の可能性について、検討及び協議を行った。

本報告書は、当該検討及び協議の内容をとりまとめるとともに、協議会設置要綱第2条に則り、その結果を、柳泉園組合管理者及び関係市の市長並びに東村山市長に報告するためのものである。

3. 東村山市における申入れの経緯

東村山市は、平成28年度より、新しいごみ焼却施設の整備に向けた取り組みを進めていたが、近年の物価、人件費の高騰による影響や、国や東京都における廃棄物処理施設整備の方向性などを踏まえ、令和5年12月に、施設整備基本計画の策定をいったん立ち止まり、広域化の可能性を含めて、改めて多角的に確認・検討する時間を設ける判断を行った。

このような中、東村山市長は、広域化の可能性を探るにあたり、東村山市と隣接し、敷地の一部が東村山市にある柳泉園組合に対し、ごみの広域処理の可能性について、協議の場を設定することの申入れをするに至った。

第2節 柳泉園組合と東村山市秋水園の概要

1. 柳泉園組合

組合設立年月日	昭和 35 年 9 月 30 日
組合関係市	清瀬市、東久留米市及び西東京市
所在地	東京都東久留米市下里四丁目 3 番 10 号
組合用地	柳泉園（東久留米市下里四丁目 1540 番 2 外） 約 95,556 m ² 清柳園（清瀬市下宿二丁目 554 番 7 外） 約 3,771 m ²

施設名	規模	建設年度
ごみ焼却施設（柳泉園クリーンポート）	315 t / 日	H9～13
不燃・粗大ごみ処理施設	50 t / 5H	S 49
資源化施設 （リサイクルセンター）	65 t / 5H	H4～5
し尿処理施設	35 kl / 日	H7

2. 東村山市秋水園

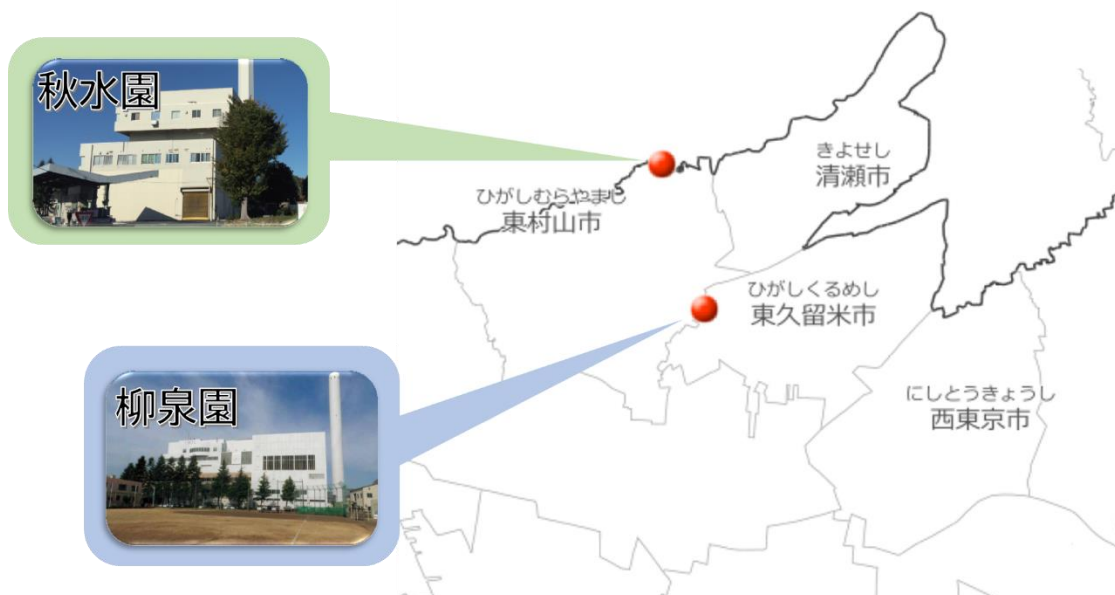
設置年月日	昭和 37 年 10 月 1 日
所在地	東京都東村山市秋津町四丁目 17 番地 1
敷地面積	22,412.54 m ²

施設名	規模	建設年度
ごみ焼却施設	150 t / 日	S 54～56
リサイクルセンター	30.4 t / 日	H24～26
し尿希釈投入施設	3.5 kl / 日	H16～17

3. 施設の位置関係

柳泉園組合は、東久留米市域の西、東久留米市と東村山市の市境に位置しており、その敷地の一部は東村山市となっている。

東村山市秋水園は、東村山市域の北、東村山市と所沢市の市境付近に位置している。



※出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

※国土地理院の白地図を加工して作成

第3節 検討及び協議の内容

1. ごみ処理の現状等の確認・比較

(1) ごみ種別・収集形態・収集頻度の比較

ごみの種別（分別）は、関係市、東村山市ともに、可燃ごみとして扱うものに大きな差はなかった。

また、可燃ごみの収集形態、収集頻度は、「表1 ごみ種別・収集形態・収集頻度の比較」のとおり、4市ともに、「戸別収集・週2回」と同一であり、ごみ種別・収集形態・収集頻度いずれも関係市と東村山市とで、大きな差は認められなかった。

表1 ごみ種別・収集形態・収集頻度の比較

各市一般廃棄物処理基本計画等より

種別	清瀬市	東久留米市	西東京市	東村山市
可燃ごみ	戸別・週2回	同左	同左	同左
不燃ごみ	戸別・週1回	同左	戸別・2週に1回	戸別・月1回
粗大ごみ	戸別・随時	同左	同左	同左
有害ごみ	拠点・週1回	戸別・週1回	戸別・2週に1回	戸別・週1回
資源物				
びん	ステーション・週1回	戸別・週2回	戸別・2週に1回	戸別・週1回
かん	ステーション・週1回	戸別・週1回	戸別・2週に1回	戸別・週1回
容器包装プラスチック	戸別・週1回	同左	同左	同左
ペットボトル	戸別・週1回	同左	同左	同左
古紙・古布	ステーション・週1回	戸別・週1回	戸別・2週に1回	戸別・月2回
使用済み小型家電	拠点回収	同左	戸別・4週に1回	戸別・週1回
その他				
剪定枝	戸別・随時	戸別・随時	戸別・週2回	同左
落ち葉	戸別・週2回 (11月、12月)	戸別・週2回	同左	同左
廃食用油	拠点回収	-	戸別・4週に1回	拠点回収

(2) 可燃ごみの組成分析の比較

柳泉園クリーンポート、東村山市秋水園、それぞれで処理される可燃ごみの組成について、令和元年度から令和5年度までの5ヵ年平均を比較したところ、「図1 可燃ごみの組成分析（令和元年度から令和5年度の5ヵ年平均）」のとおり、両者変わりはなく、焼却炉に与える特段の支障はないものであった。

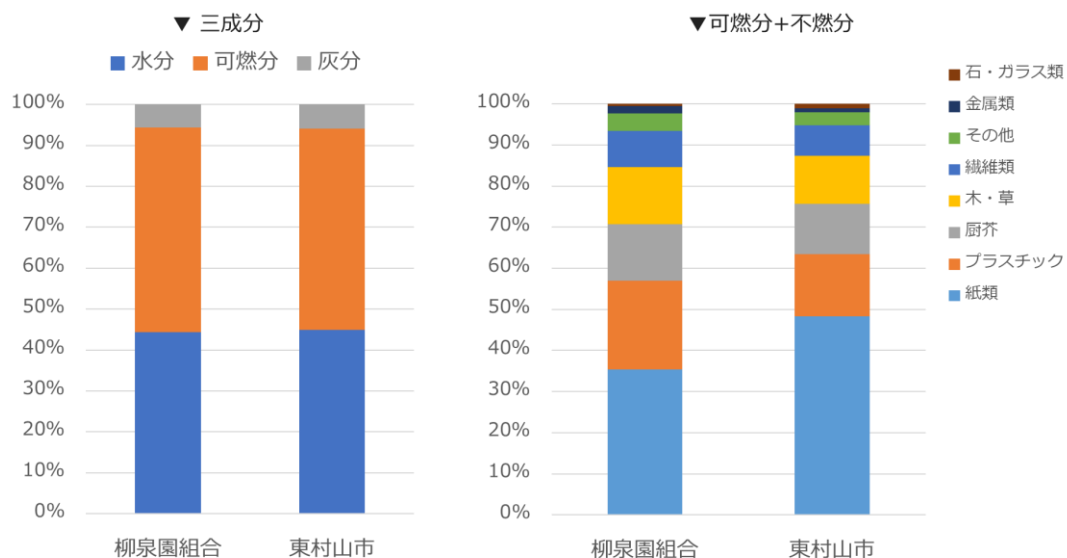


図1 可燃ごみの組成分析（令和元年度から令和5年度の5ヵ年平均）

(3) ごみ処理フローの比較

「図2 ごみ処理フロー」のとおり、可燃ごみは、それぞれの焼却処理施設にて中間処理され、その焼却残さは、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化されており、共通のフローとなっていた。

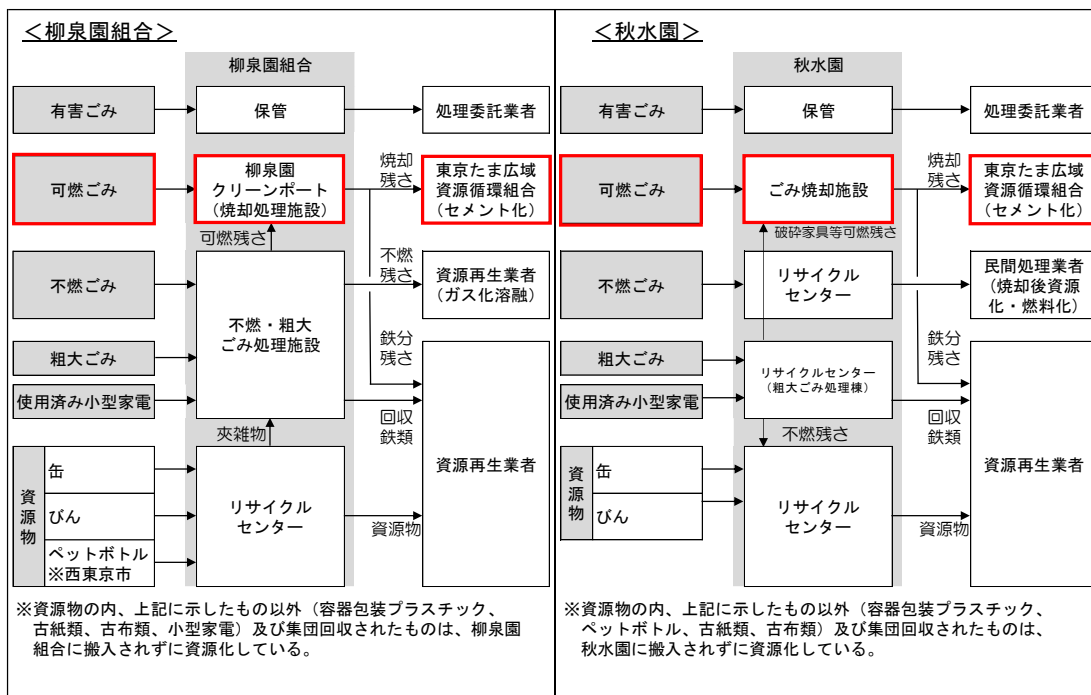


図2 ごみ処理フロー

(4) 可燃ごみ排出量の将来推計

関係市における令和18年度の可燃ごみ排出量推計の合計は、約55,000 t／年で、令和元年度の実績と比較し、約8,000 t／年の減少が見込まれていた。

東村山市は、令和17年度までの可燃ごみ排出量の推計を行っており、当該年度の推計量は、約19,600 t／年で、令和元年度の実績と比較し、約4,000 t／年の減少が見込まれていた。

可燃ごみ排出量の将来推計は、「図3 可燃ごみ排出量の将来推計」のとおり、関係市、東村山市ともに、減少推計であった。

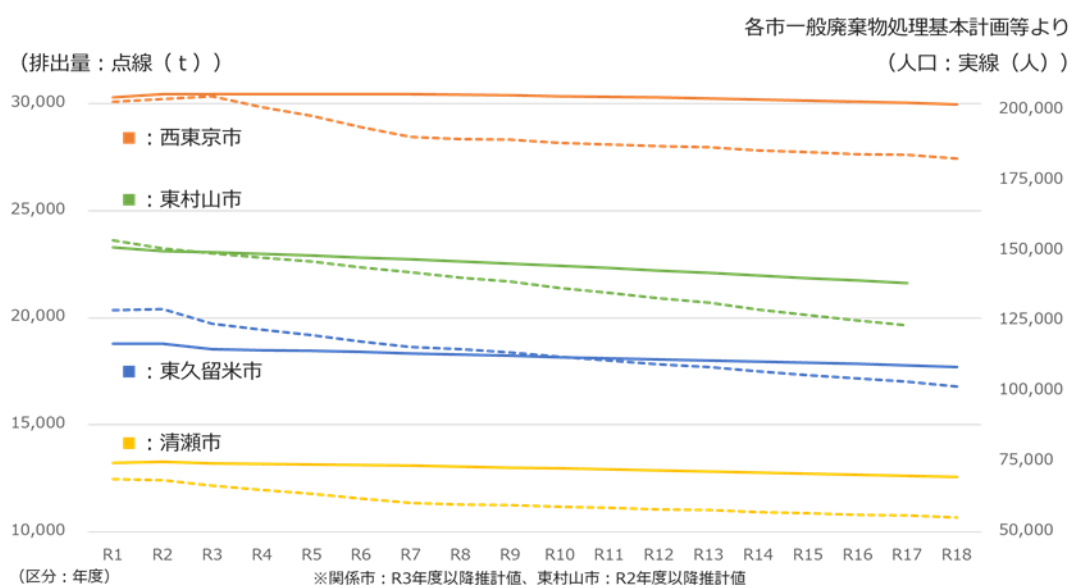


図3 可燃ごみ排出量の将来推計

2. 施設の規模（処理能力）

(1) 新施設について

「図4 施設規模の試算」のとおり、関係市で整備した場合の施設規模は、柳泉園クリーンポールの施設規模（315 t / 日）を大きく下回るが、東村山市を加えた4市で整備した場合、同施設と同程度で、300 t / 日以上以上の規模となる試算となった。

「表2 国及び東京都の主な動向」のとおり、国及び東京都は、持続可能な適正処理の確保等を目的に、一定規模を超える施設の整備等の必要性を示しているところ、4市による整備は、このような国及び東京都の方向性と整合性が図れる施設建設が可能との想定となった。

※ 東村山市の推計が令和17年度までのため、令和17年度を計画目標年次として試算。

柳泉園組合（関係市） ▼	
(年間焼却処理量 ÷ 年間日数) ÷ 実稼働率	
= (61,248t/年 ÷ 366日) ÷ ((365日 - 75日) ÷ 365日)	
≙ 210.6 t / 日	
災害廃棄物処理量（上記の10%）を見込む場合	
≙ 231.7 t / 日 (< 300t/日)	

↓
東村山市を加えた場合（20,328t/年）
{ (81,576t/年 ÷ 366日) ÷ ((365日 - 75日) ÷ 365日) } × 1.1
308.6 t / 日 (> 300t/日)

図4 施設規模の試算

表2 国及び東京都の主な動向

厚生省 (H8～9年度)	<p>「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」「ごみ処理の広域化計画について」発出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主な目的：ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減 ● 都道府県に対し「広域化計画」策定を要請。 ● 広域化ブロック区割りは、可能な限り300t/日以上、最低でも100t/日以上全連続式ごみ焼却施設が設置できるよう要請
東京都 (H10年度)	<p>「東京都ごみ処理広域化計画」策定（計画期間：H10～19年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 重点目標：原則として全連続式100t/日以上以上の施設規模とする、小規模施設の解消 他2点
環境省 (H30年度)	<p>「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」発出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主な目的：将来にわたり持続可能な適正処理を確保 ● 都道府県に対し「広域化・集約化計画」策定を要請。 ● エネルギー利活用の観点から、100t/以上の設置を、既に100t/以上の地域は、300t/日以上を検討することを要請。
東京都 (R4年度)	<p>「東京都における今後のごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の方向性」策定（計画期間：R4～13年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 旧計画の重点目標：100t/日未満の小規模施設解消を含め、すべて達成（※島しょ地域除く） ● 引き続き、原則として100t/日以上のごみ焼却施設の設置を目指し、地域の実情等も踏まえ、300t/日以上以上の設置も検討
環境省 (R5年度)	<p>「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定（計画期間：R5～9年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 重点目標：計画期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 20%→22% 他 ● 持続可能な適正処理の確保のため、広域化・集約化への一層の取組みが必要とし、300t/日以上施設の導入の必要性を明記。 ● 国の極めて厳しい財政状況を踏まえ、広域化・集約化等国が推進する施策への取組状況を踏まえた国の予算配分、支援の重点化の検討の必要性を明記。
環境省 (R5年度)	<p>「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」発出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主な目的：将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進 ● 都道府県に対し、2050年度までを計画期間とする、「長期広域化・集約化計画」策定を要請。 ● 2050CN達成に向けた1つの推計として、300t/日以上以上の施設導入割合を増加させる必要性が示唆されていることを提示 ● 600t/日以上施設の設置を含め検討することに言及。

(2) 柳泉園クリーンポートについて

柳泉園クリーンポートの焼却処理可能量86,279 t /年と、関係市に東村山市を加えた4市の焼却処理量を比較すると、「図5 焼却処理量と焼却処理可能量の比較」及び「表3 焼却処理量と焼却処理可能量の比較」のとおり、焼却処理量は減少推計であり、令和10年度以降、焼却処理量が処理可能量を下回り、東村山市の可燃ごみを受け入れることが可能となる結果となった。

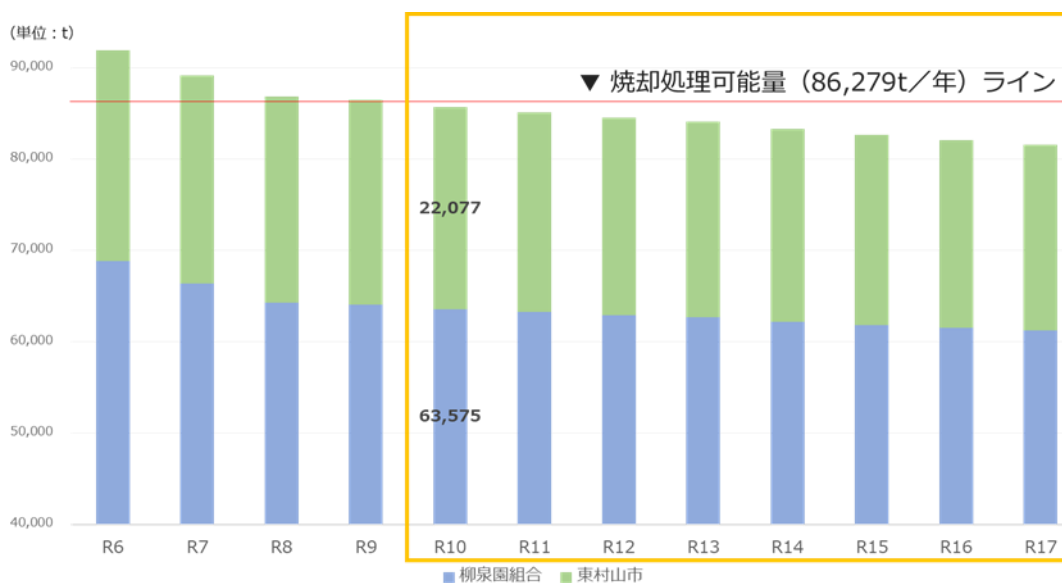


図5 焼却処理量と焼却処理可能量の比較

表3 焼却処理量と焼却処理可能量の比較

(単位:t,年度)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
清瀬市	11,569	11,349	11,290	11,257	11,176	11,119	11,057	11,016	10,932	10,869	10,807	10,767
東久留米市	18,896	18,632	18,550	18,389	18,180	18,005	17,829	17,699	17,492	17,331	17,171	17,014
西東京市	28,911	28,443	28,355	28,327	28,185	28,103	28,023	27,983	27,831	27,738	27,646	27,613
関係市粗大可燃分等	9,455	7,909	6,087	6,075	6,034	6,011	5,982	5,969	5,925	5,901	5,870	5,854
小計	68,831	66,333	64,282	64,048	63,575	63,238	62,891	62,667	62,180	61,839	61,494	61,248
東村山市	22,354	22,121	21,886	21,707	21,407	21,166	20,921	20,716	20,397	20,133	19,869	19,658
東村山市粗大可燃分等	670	670	670	670	670	670	670	670	670	670	670	670
小計	23,024	22,791	22,556	22,377	22,077	21,836	21,591	21,386	21,067	20,803	20,539	20,328
合計	91,855	89,124	86,838	86,425	85,652	85,074	84,482	84,053	83,247	82,642	82,033	81,576
焼却処理可能量対比	5,576	2,845	559	146	▲627	▲1,205	▲1,797	▲2,226	▲3,032	▲3,637	▲4,246	▲4,703

※焼却処理可能量対比=焼却処理量 合計-焼却処理可能量(86,279t/年)

※関係市焼却処理量: 関係市及び柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画

※東村山市焼却処理量: 東村山市一般廃棄物処理基本計画、東村山市ごみ焼却施設整備基本計画検討委員会資料

3. 搬入車両台数

「図6 搬入車両台数実績」及び「表4 搬入車両台数実績」のとおり、柳泉園組合における搬入車両台数のピークは、平成3年度で、73,727台であるが、過去5年度の実績において、柳泉園組合への搬入車両に東村山市の台数を加算しても、ピーク時を下回ることが確認された。

また、平成3年度当時のごみ焼却施設第1工場及び第2工場と比較し、柳泉園クリーンポートのプラットホームは広く、投入口の数は多くなっていることに加え、敷地内の道路の活用も出来ることから、敷地外に搬入車両が並ぶことがないよう対応することが可能であり、搬入車両の増加があっても、周辺道路への影響はないことが確認できた。

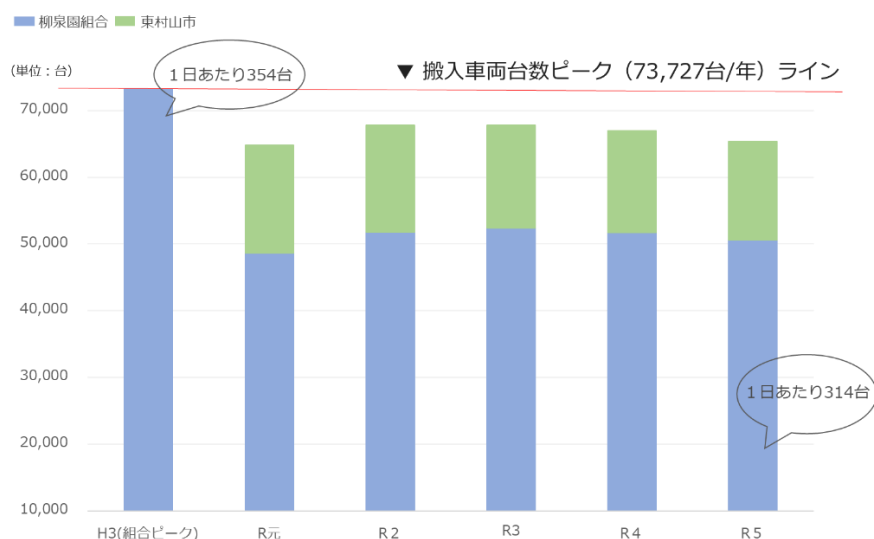


図6 搬入車両台数実績

表4 搬入車両台数実績

搬入車両台数実績 (単位: 台、年度)	組合ピーク (H3年度)	R元	R2	R3	R4	R5
柳泉園組合						
公車 ※他市搬入分を除く	58,087	26,840	27,241	26,924	26,433	25,916
私車	15,640	21,764	24,581	25,485	25,237	24,722
計	73,727	48,604	51,822	52,409	51,670	50,638
1日当たりの台数 ※計÷搬入日数(208日)	354	234	249	252	248	243
東村山市						
公車		9,757	9,818	9,458	9,341	9,054
私車		6,489	6,155	5,909	5,960	5,712
計		16,246	15,973	15,367	15,301	14,766
1日当たりの台数 ※計÷搬入日数(208日)		78	77	74	74	71
柳泉園組合+東村山市						
計		64,850	67,795	67,776	66,971	65,404
1日当たりの台数		312	326	326	322	314
組合ピーク時との比較(計)		▲ 8,877	▲ 5,932	▲ 5,951	▲ 6,756	▲ 8,323
組合ピーク時との比較(台/日)		▲ 42	▲ 28	▲ 28	▲ 32	▲ 40

※1日当たりの台数は、計を208日(搬入日数)で除した数値。

第4節 柳泉園組合と東村山市のごみの広域処理の可能性について

本報告書第3節のとおり、ごみ処理の現状等において、関係市と東村山市とで大きな差はなく、関係市と東村山市との4市での施設整備により、国及び東京都の方向性との整合性が図れる施設建設が可能であり、柳泉園クリーンポートにおいても、その施設の焼却処理能力より、東村山市の可燃ごみの将来的な受け入れが可能であり、柳泉園組合が受け入れる搬入車両台数においては、東村山市の分を加えても、同組合ピーク時と比較し少なく、周辺道路への影響はないものであった。

以上より、本協議会の結論は、「柳泉園組合と東村山市のごみの広域処理は可能である。」とする。

結果	<u>ごみの広域処理は可能</u>
理由	<p>第3節 1. ごみ処理の現状等の確認・比較</p> <p>(1) ごみ種別・収集形態・収集頻度の比較 ⇒関係市と東村山市とで、大きな差はない。</p> <p>(2) 可燃ごみの組成分析の比較 ⇒焼却炉に与える特段の支障はない。</p> <p>(3) ごみ処理フローの比較 ⇒4市ともに、焼却残さはエコセメント化で共通。</p> <p>(4) 可燃ごみ排出量の将来推計 ⇒東村山市は関係市同様、減少。</p> <p>第3節 2. 施設の規模（処理能力）</p> <p>(1) 新施設について ⇒国及び東京都の方向性との整合性が図れる施設建設が可能。</p> <p>(2) 柳泉園クリーンポートについて ⇒焼却処理能力より、将来的な受け入れが可能。</p> <p>第3節 3. 搬入車両台数 ⇒ピーク時と比較し少なく、周辺道路への影響はない。</p>

第5節 おわりに

ごみ処理の広域化については平成9年以降、環境負荷の軽減等を目的として、国や各都道府県の主導により広域化計画の策定や広域整備の推進等が行われてきたが、持続可能な適正処理、気候変動対策、資源循環、災害対策、多面的地域価値の創出等の推進といった観点から、近年より一層広域化・集約化の動きが強まっている。

現在、柳泉園組合では関係市による広域処理を、東村山市では同市単独処理を行っており、両団体、それぞれにおいて、施設の更新に向けた検討をしているところであるが、経済・社会情勢の変化や環境・災害等への対応、国からの更なる広域化・集約化の検討の求め等、それぞれがそれぞれの課題を抱えた中で進める必要がある。

本協議会は、東村山市長からの申入れをきっかけとし設置されたものであるが、国や東京都における広域化・集約化への動きや、両団体が同時に施設更新に向けた検討を必要とする中において設置することが出来た意義も踏まえ、この協議結果を、柳泉園組合、清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市地域における廃棄物処理行政の一助としていただけたら幸いである。



6東環施発第1008号
令和6年4月11日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬 様

東村山市長 渡部 尚



ごみの広域処理の可能性に係る申入れについて(依頼)

陽春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当市秋水園ごみ焼却施設におきましては、昭和56年の竣工から42年が経過しており、その施設の更新に向けましては、平成28年度より検討等を進めてきたところでございます。

しかしながら、近年の物価、人件費の高騰による影響や、国や東京都における廃棄物処理施設整備の方向性などを踏まえますと、施設の更新をこのまま進めていくことは、困難性が高いことや、将来世代に大きな負担を残すことにもなりかねないことから、一度立ち止まり、広域化の可能性も含め、改めて多角的に検討することといたしました。

貴組合焼却施設においては、竣工後23年を経過し、今後、施設更新計画等を策定する時期を迎えられると考えており、当市と隣接している団体である貴組合に、下記のとおり申入れいたしたく、お願い申し上げます。

記

○申入れ内容

柳泉園組合と東村山市における、ごみの広域処理の可能性について、協議の場を設定する。

以上





6 柳泉発第 27 号
令和6年4月16日

東村山市長 渡部 尚 様

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

ごみの広域処理の可能性に係る申入れについて（回答）

令和6年4月11日付、6東環発第1008号にて依頼のあった標記の申入れについて、受諾いたします。

柳泉園組合訓令第8号

庁 中 一 般

柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会設置要綱を次のように定める。

令和6年7月1日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会設置要綱

(設置)

第1条 柳泉園組合（以下「組合」という。）への申入れと回答に基づき、組合と東村山市におけるごみの広域処理の可能性について、検討及び協議等を行うため、柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、検討及び協議等を行い、その結果を柳泉園組合管理者、清瀬市、東久留米市、西東京市（以下「関係市」という。）の市長及び東村山市長に報告する。

- (1) 組合と東村山市のごみの広域処理の可能性に関すること。
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、組合の助役並びに関係市の副市長及び東村山市の副市長をもって構成する。

2 会長は、必要があると認めるときは、付議事項に関係ある職員を協議会に出席させることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、組合の助役の職にある者を充てる。

(招集)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する者が、その職務を代理する。

(幹事会)

第6条 協議会に、必要事項の調査、検討及び連絡調整を行うため幹事会を置く。

2 幹事会は、組合の事務局長及び課長並びに関係市及び東村山市の清掃担当部課長等をもって構成する。

3 幹事会に座長を置き、会長が指名する。

4 座長は、幹事会の経過及び結果を協議会に報告する。

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、組合事務局において処理する。

(疑義)

第8条 協議会の運営等に関し、疑義の生じた場合は、協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

(柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会設置要綱の失効)

2 この訓令は、第2条の規定による報告の日の翌日をもって、その効力を失う。